



「私の青空 高知龍馬空港・梶原の森」パートナーズ協定書

全日本空輸株式会社（以下「甲」という。）、高知県（以下「乙」という。）及び梶原町（以下「丙」という。）は、互いにパートナーとして協働の森づくりを行い、森林の再生及び地域との交流を進めることについて、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、甲、乙及び丙が、乙の提案する「環境先進企業との協働の森づくり事業」（以下「本事業」という。）をともに進めるため、必要な事項を定めるものとする。

（協定森林）

第2条 この協定で対象とする森林（以下「協定森林」という。）は、別表及び別図で示すとおりとし、この協定森林を「私の青空 高知龍馬空港・梶原の森」と称する。

（協定の有効期間）

第3条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、平成21年10月19日から平成24年10月18日までとする。

（甲の責務）

第4条 甲は、この協定に係る協賛金として、総額300万円を丙に提供する。

2 前項の協賛金の支払の時期及び方法については、甲と丙とが協議のうえ定めるものとする。

3 甲は、甲の社員、顧客等（以下「甲の社員等」という。）と、梶原町の住民等（以下「地域住民等」という。）との交流を積極的に進めるものとする。

（乙の責務）

第5条 乙は、本事業の目的を達成するため、甲と丙との連絡・調整や情報提供等に努めるものとする。

2 乙は、甲が行う研修や地域住民等との交流活動を、丙と協力して支援する。

3 乙は、乙のホームページにおいて、この協定に関する内容や活動実績等を一定期間掲載するなど情報発信を行う。

(丙の責務)

第6条 丙は、協賛金の使途については、甲と協議のうえ、次に掲げる協定森林に関する経費に充てるものとし、適切かつ適正に使用する。

- (1) 間伐等森林の整備に係る経費（協定森林において実施した間伐により発生した材木（以下「間伐材」という。）を搬出する経費を含む。）
 - (2) 作業道（路）の整備及び補修に係る経費
 - (3) 作業機械の整備に係る経費
 - (4) 間伐が行われた協定森林への植樹に係る経費
 - (5) 協定森林を活用した環境教育（研修）及び甲の社員等と地域住民等との交流に伴い、丙に発生する経費
 - (6) 甲がCO₂吸収証書の発行を希望する場合の現地調査に要する経費
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、この協定の目的を達するために要する経費
- 2 丙は、協定締結後速やかに事業計画書（協賛金の具体的な使途を含む。）を作成して甲及び乙に提出する。なお、丙は同事業計画書の作成に際して、乙の意見を聴くものとする。
- 3 丙は、協定森林の整備、地域との交流活動等について、丙の広報誌等により情報発信を行う。
- 4 丙は、協賛金の支出内訳について、毎年度終了後、4月末日まで（最終年度にあっては、協定期間終了後1か月以内）に甲及び乙に報告する。
- 5 丙は、甲の社員等と地域住民等との交流を積極的に進めるものとする。

(立木等の権利の帰属)

第7条 協定森林内の立木、間伐材及び林地残材は、当該協定森林の所有者にそれぞれ帰属する。

(甲の協定森林の活用等)

第8条 甲は、次に掲げる協定森林を活用した活動等を自由に行うことができるものとする。ただし、第4号から第7号までに掲げる活動等については、あらかじめ丙の同意を得ることとし、協定森林の整備に支障のない範囲に限るものとする。

- (1) 甲が発行するCSR（環境）報告書等により、協定の締結式や内容等に関して情報発信すること。
- (2) 乙が製作した森づくりに関するシンボルマークを使用すること。
- (3) 協定森林を活用した自社のPR（広報）活動を行うこと。
- (4) 協定森林において、イベント活動を実施すること。
- (5) 協定森林の間伐材等を材料として、商品開発又は教材づくり等を行うこと。

- (6) 協定森林において、甲の社員等又は子どもたちの体験型の環境教育（研修）を行うこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、協定森林を活用した活動を行うこと。

（協定内容の変更）

第9条 この協定の内容を変更する必要があるときは、甲、乙及び丙が協議し、変更協定書を締結するものとする。

（協定の解除）

第10条 甲、乙及び丙が、この協定の目的を達成することが不可能と判断した場合は、当事者間で協議し、この協定の全部又は一部を解除することができる。

- 2 前項の規定により協定の全部又は一部を解除した時点で、丙が第4条に基づき受領した協賛金に残額が生じている場合は、丙は甲に残額分を返還するものとする。

（守秘義務）

第11条 甲、乙及び丙は、この協定の履行に関して知り得た他の当事者の秘密情報を、この協定の目的以外に使用してはならず、当事者間の書面による承諾なしに、第三者に開示、又は漏らしてはならない。

（疑義等の決定）

第12条 この協定に関する疑義及びこの協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書3通を作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ署名のうえ、各自その1通を保有する。

平成21年10月17日

甲 東京都港区東新橋1-5-2
全日本空輸株式会社
上席執行役員

五嶋八洲雄

乙 高知県高知市丸ノ内一丁目2番20号
高知県知事

尾崎正道

丙 高知県高岡郡梶原町梶原1441番地1
梶原町長

甲越武義

別表（第2条関係）

協定森林の所在地等

土地の所在地	管理者	面積 (ha)	主な樹種割合 (%)	備考
栲原町後別当167番地	栲原町	32.73	スギ 63 ヒノキ 17 その他 20	別図参照
栲原町後別当2番地	栲原町	1.86	ヒノキ 100	
栲原町川西路1081-2, 1082-1	栲原町	9.25	ヒノキ 75 その他 25	

高知県 高岡郡 梶原町全図

所在地	梶原町後別当167番地	
団地名	石藪	
土地所有者	梶原町(町直営造林地)	
総面積	32.73ha	
樹種別面積	スギ	20.63ha
	ヒノキ	5.50ha
	天然林	6.60ha



所在地	梶原町後別当2番地	
団地名	後別当	
土地所有者	梶原町(町直営造林地)	
総面積	1.86ha	
樹種別面積	ヒノキ	1.86ha



所在地	梶原町川西路1082-1,1081-2	
団地名	市の内	
土地所有者	梶原町(町直営造林地)	
総面積	9.25ha	
樹種別面積	ヒノキ	6.96ha
	天然林	2.29ha



人が森を助ける。
森が人を助ける。



mori no chikara

環境先進企業との協働の森づくり

人が森を助ける。
森が人を助ける。

森の力

mori no chikara

環境先進企業との協働の森づくり

『モア・トゥリーズの森』 パートナース協定書

有限責任中間法人more trees（以下「甲」という。）、高知県（以下「乙」という。）及び梶原町（以下「丙」という。）は、『モア・トゥリーズの森』づくりを協働で進めることについて、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、甲、乙及び丙が、高知県の「環境先進企業との協働の森づくり事業」（以下「本事業」という。）を協働で進めることを目的として、必要な事項を定めるものとする。

（協定森林）

第2条 この協定で対象とする森林（以下「協定森林」という。）は、別表及び別図で示すとおりとし、この協定森林を『モア・トゥリーズの森』と称する。

（協定の有効期間）

第3条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、平成19年11月30日から平成22年11月29日までの3年間とする。

（甲の責務）

第4条 甲は、協定森林に係る協賛金を、丙に対して提供する。

2 前項の協賛金の額は総額900万円とし、その支払い時期・方法については甲と丙が別途協議のうえ定めるものとする。

3 甲は、甲の社員、顧客及び関係者等（以下「甲の社員等」という。）と、梶原町の住民等（以下「地域住民等」という。）との交流を進めるよう努力するものとする。

（乙の責務）

第5条 乙は、本事業の目的を達成するため、次に掲げる事項を実施するものとする。

(1) 乙は、甲がこの協定に基づき活動を行うにあたっては、丙との連絡調整を行う等地域の窓口となる。

(2) 乙は、甲の社員等が、研修や地域住民等との交流のため協定森林を訪れる時には、丙と協力してサポートする。

(3) 乙は、毎年度甲に対して、協定森林のうち整備された森林が吸収するCO₂の量を

証明した証書（以下「CO₂吸収証書」という。）を発行する。

- (4) 乙は、甲が必要とする場合は、乙のホームページにおいて、協定締結式や協定の内容等を一定の期間掲載する等情報発信を行う。
- (5) 乙は、甲から提供のあった協賛金の使途について、毎年度終了後速やかに甲に報告する。ただし、最終年度については本文中、「毎年度」を「協定期間」と読み替えるものとする。

（丙の責務）

第6条 丙は、甲から支払われた協賛金については、甲の意向を尊重し、次に掲げる協定森林に関する経費に充てるものとし、適切かつ適正に使用する。

- (1) 間伐等森林の整備に係る経費（協定森林において実施した間伐により発生した材木（以下「間伐材」という。）を搬出する経費を含む）
 - (2) 作業道（路）の整備及び補修並びに作業機械の整備に係る経費
 - (3) 間伐が行われた森林への植樹に係る経費
 - (4) 森を活用した環境教育（研修）及び甲の社員等と地域住民等との交流に伴い、丙に発生する経費。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、この協定の目的を達するための経費
- 2 丙は、甲から支払われた協賛金の使途について、毎年度終了後速やかに乙に報告する。ただし、最終年度については、本文中「毎年度」を「協定期間」と読み替えるものとする。
 - 3 丙は、甲の社員等が研修や地域住民等との交流のため協定森林を訪れる時には、その活動を支援する。

（権利の帰属）

第7条 協定森林内の木材（間伐材を含む）は、丙に帰属する。

（甲への配慮）

第8条 甲は、次に掲げる協定森林を活用した活動等を自由に行うことができるものとする。

ただし、第4号から第7号までに掲げる活動等については、森林整備に支障のない範囲に限るものとする。

- (1) 甲が発行する活動報告書等により、協定の締結式や内容等に関して情報発信すること。
- (2) 乙が製作する森づくりに関するシンボルマーク等を使用すること。
- (3) 協定森林を活用した自社のPR（広報）活動を行うこと。
- (4) 協定森林において、イベント活動を実施すること。

- (5) 協定森林の間伐材等を材料として、商品づくり等を行うこと。
 - (6) 協定森林において、甲の社員等又は子どもたちの体験型の環境教育を行うこと。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、協定森林を活用した活動を行うこと。
- 2 甲は、乙が発行するCO₂吸収証書に記載された数値の範囲内でCO₂吸収量を利用できるものとする。
- ただし、CO₂吸収証書は売買及び譲渡できないことに留意するとともに、乙に対して毎年度その内容を報告するものとする。
- 3 丙は、協定森林内で間伐された木材については、林外に搬出するものとする。

(協定の解除)

第9条 甲、乙及び丙が、この協定の目的を達成することが不可能と判断した場合は、当事者間で協議し、この協定の全部又は一部を解除することができる。

(守秘義務)

第10条 甲、乙及び丙は、この協定の履行に関して知り得た他の当事者の秘密情報を、この協定の目的以外に使用してはならず、当事者間の書面による承諾なしに、第三者に開示又は漏洩しない。


(疑義等の解決)

第11条 この協定に関する疑義及びこの協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議の上定めるものとする。

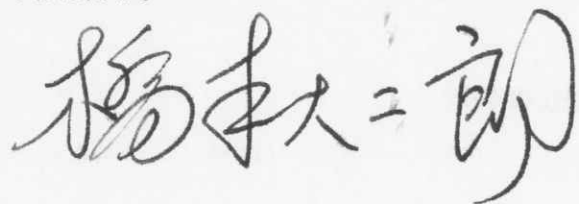
この協定の締結を証するため、この協定書3通を作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

平成19年11月30日

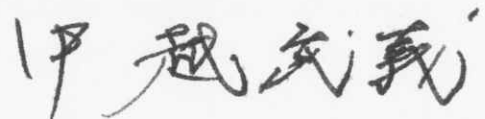
甲 東京都港区南青山6丁目5-45
有限責任中間法人more trees
理事



乙 高知県高知市丸ノ内1丁目2-20
高知県知事



丙 高知県高岡郡梶原町梶原1444-1
梶原町長



《別表》

(第2条関係)

◆協定森林の所在地等

土地の所在地	管理者	面積 (ha)	主な樹種割合 (%)	備考
高知県高岡郡桺原町井高1123-1外	桺原町	58.40	スギ 91.4 ヒノキ 8.6	別添図面参照

人が森を助ける。
森が人を助ける。



mori no chikara

環境先進企業との協働の森づくり